

[事案 28-283] 契約者貸付無効請求

・平成 29 年 8 月 31 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人の兄弟である募集人が、契約者である申立人に無断で契約者貸付を請求したこと等を理由に、契約者貸付の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 6 月に契約した積立保険（契約①）について、平成 5 年 1 月、契約者貸付が申立人名義書面により請求され、貸付がなされた（貸付①）。

また、平成 3 年 11 月から平成 4 年 1 月にかけて申立人母が契約した 3 件の養老保険（契約②から④）について、平成 15 年 2 月から平成 18 年 7 月にかけて、契約者貸付が申立人母名義で書面または電話により計 10 回請求され、いずれも貸付がなされた。

その後、契約①が平成 6 年 6 月に、契約④が平成 20 年 1 月に、契約②・③が平成 23 年 11 月にそれぞれ満期を迎え、満期保険金から貸付元利金が控除されて支払われた。

しかし、上記契約者貸付は、全て、募集人が無断で行った書面の偽造またはなりすましによる、契約者の意思にもとづかない請求であるので、全て無効とし、満期保険金から控除された分の貸付元利金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各契約者貸付請求書には、契約者の自署があり、届出印や印鑑証明書と同一の印影が存在しているので契約者の意思にもとづくものと推認され、偽造されたものではない。
- (2)電話による各契約者貸付請求では、契約者しか知り得ない証券番号と暗証番号が入力されており、契約者自身が行ったと推認され、なりすましではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約および貸付時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、後述の理由から、募集人の事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、本件は、当審査会において事実認定が著しく困難な事項を含むことから、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)担当者による偽造行為およびなりすまし行為があったかを判断するには、申立人の事情聴取のみでは不十分であり、募集人からの事情聴取が不可欠であるが、募集人は死亡している。
- (2)契約者貸付申込書の契約者欄等の筆跡が誰のものであるかが、重要な争点になると考えられるが、この点を明らかにするためには、申立人および申立人母の筆跡鑑定が必要となるところ、当審査会には鑑定手続は備わっていない。